

一般社団法人岡山県精神保健福祉協会
令和7年度定時総会資料

- 1 第1号議案 . . . P1
令和6年度事業報告及び決算報告
 - 2 報告事項 . . . P6
令和7年度事業計画及び収支予算
(理事会専決事項)
 - 3 第2号議案 理事及び監事の選任について . . P8
- 資料
法人定款 . . . P9

2025.7.5(土)

岡山県精神科医療センター



一般社団法人
岡山県精神保健福祉協会

第 1 号 議 案 令和 6 年度事業報告及び決算報告

○事業の概要

- ・第 62 回岡山県精神保健福祉大会は、「ギャンブル依存症に向き合う：スティグマを超えるために」というテーマでシンポジウムを開催し、多くの一般参加者が来場した。
- ・収入は 1,638,150 円、支出は 1,267,072 円、経常収支は 371,078 円の黒字である。

○事業報告

1 会員数（令和 7 年 3 月 31 日現在）

正 会 員：個人 64 人、団体 24 団体
賛助会員：個人 92 人、団体 20 団体

2 会 議

- (1) 理事会 (令和 6 年 6 月 18 日)
- (2) 総会 (令和 6 年 6 月 30 日・書面決議)
- (3) 常任理事会 (令和 6 年 9 月 10 日)

3 第 62 回岡山県精神保健福祉大会

主催 岡山県精神保健福祉協会 共催 岡山県

- (1) 表彰式（令和 6 年 11 月 26 日、岡山県医師会館 三木記念ホール）

知事表彰	個人 2 名、団体 1
保健医療部長表彰	個人 7 名、団体 1
協会長表彰	個人 15 名

- (2) 記念講演（表彰式終了後）

講師：岡山県精神科医療センター 橋本 望、当事者 2 名

演題：「ギャンブル依存症に向き合う：スティグマを超えるために」

4 令和 6 年度全国障害者スポーツ大会

R6. 10. 26～28 佐賀県開催

岡山県選手団の団長に野口常務理事が就任、選手団と佐賀県会場へ。

5 出 版

「岡山こころの健康」第 66 号発刊

6 他団体からの助成金等

岡山県共同募金会 (こころの健康発行費用補助)

岡山県精神保健福祉活動推進事業補助金 (こころの健康発行、ホームページ管理等)

岡山県「精神保健福祉セミナー」開催業務受託 (岡山県精神保健福祉大会)

7 後援等

- (1) 岡山県医療ソーシャルワーカー協会公開講座

岡山県医療ソーシャルワーカー協会

- (2) 第 24 回岡山県障害者スポーツ大会「輝いてキラリンピック」

岡山県、岡山県教育員会、岡山市、岡山県障害者スポーツ協会

- (3) 岡山リハビリテーション講習会（高次脳機能障害）

岡山リハビリテーション講習会実行委員会

- (4) 岡山県防災・福祉対応向上研修会並びに個別避難計画作成の中核的な人材育成研修

岡山県社会福祉士会

(5)「きばらしふえすてばるカラオケ大会」

岡山県精神障害者家族連合会

6 広 報

(一社)岡山県精神保健福祉協会ホームページで情報発信

<https://okayama-mental.com/>

年月ごとのアクセス数（ページビュー数）

年月	アクセス数 (ページビュー数)	前年比 (%)
2024年04月	682	40.0%
2024年05月	3,606	319.8%
2024年06月	770	6.8%
2024年07月	749	26.1%
2024年08月	707	15.7%
2024年09月	1,047	111.1%
2024年10月	3,357	597.9%
2024年11月	867	60.6%
2024年12月	706	135.3%
2025年01月	681	77.8%
2025年02月	5,993	389.2%
2025年03月	635	-78.1%
計	19,800	

アクセス数が高騰した日

日付	ページビュー数
2024/5/31	2,924
2024/10/22	2,576
2025/2/17	5,441

◎ 精神保健福祉事業功労者表彰受賞者

★岡山県知事表彰

(個人 2 名) 稲田正文、中島唯夫

(団体 1) NPO 法人おかやまたけのこ会むつみ会

★保健医療部長表彰

(個人 7 名) 小野英理子、中山芳樹、鍋谷清志、福澤一義、福高美鈴、三宅公夫
山下弥生

(団体 1) つどいの会

★協会長表彰

(個人 15 名) ○家族会・自助グループ活動

大西裕美、土井美智江、富永信二、永山浩二、東 賢一、丸尾克己
三宅政男、明地亮太、安木 功

○精神障害福祉サービス活動従事者

桑原千代香、田中陽子、松岡久美子

○医療従事者

額田敦史、三澤美幸、光岡由布子

(以上敬称略)

貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
固定資産	0	固定負債	0
流動資産	4,942,047	流動負債	210,000
現金及び預金	4,842,047	未払金	210,000
小口現金	6,973		
預金	4,835,074	負債合計	210,000
未収入金	100,000	(純資産の部)	
		利益剰余金	4,360,969
		当期純利益	371,078
		純資産合計	4,732,047
資産合計	4,942,047	負債・純資産合計	4,942,047

財産目録

(令和7年3月31日現在)

〈資産の部〉

(円)

科目	金額
流動資産	4,942,047
現金及び預金	4,842,047
現金	6,973
預金	
普通預金 中国銀行県庁支店	2,851,276
定期預金 中国銀行県庁支店	1,000,000
定期預金 中国銀行県庁支店	904,621
ゆうちょ銀行	79,177
未収入金 岡山県保健福祉活動推進事業補助金	100,000
資産合計	4,942,047

〈負債の部〉

科目	金額
流動負債	210,000
未払金	210,000
負債合計	210,000

正味財産	4,732,047
------	-----------

令和 6 年度収支決算書
(R6.4.1～R7.3.31)

【収入】

(単位；円)

科 目	R 6 年度予算	R 6 年度決算	増 減
会費収入	1,060,000	1,042,000	△ 18,000
振込手数料	△ 24,000	△ 18,268	5,732
会費収入	1,036,000	1,023,732	△ 12,268
補 助 金	300,000	300,000	0
寄 付 金	15,000	0	△ 15,000
岡山県事業受託収入	313,000	313,000	0
利 息	100	1,418	1,318
収入合計①	1,664,100	1,638,150	△ 25,950

【支出】

科 目	R 6 年度予算	R 6 年度決算	増 減
賃 金	480,000	480,000	0
報酬・謝金	100,000	111,960	11,960
旅費交通費	50,000	0	△ 50,000
通信運搬費	180,000	103,480	△ 76,520
消耗品費	100,000	89,242	△ 10,758
印刷製本費	280,000	236,400	△ 43,600
賃借料	90,000	107,800	17,800
負担金	15,000	15,000	0
委託費	106,480	105,600	△ 880
雑費	30,000	17,590	△ 12,410
経費計	1,431,480	1,267,072	△ 164,408
予備費	100,000	0	△ 100,000
支出合計②	1,531,480	1,267,072	△ 264,408

経常収益(①－②)	132,620	371,078	238,458
-----------	---------	---------	---------

前年度繰越金（純資産額）	4,360,969	4,360,969	
--------------	-----------	-----------	--

期末残高	4,493,589	4,732,047	238,458
------	-----------	-----------	---------

令和 7 年 6 月 19 日

一般社団法人
岡山県精神保健福祉協会
会長 中島 豊爾 殿

監 査 報 告 書

監事 原、直明

監事 河合 宏

令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）当法人の会計監査を行った結果、次のとおり報告します。

1. 監査の方法の概要

会計監査について、財務証拠書類並びに関係書類の閲覧により会計報告書の正確性を検討しました。

2. 監査結果

損益計算書、貸借対照表は、帳簿等の記載金額と一致し、当法人の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

報 告 事 項 令和7年度事業計画及び収支予算（理事会専決事項）

○事業の概要

1 会員数（令和7年3月31日現在）

正 会 員：個人 64 人、団体 23 団体

賛助会員：個人 92 人、団体 20 団体

2 会 議

（1）理事会 令和7年7月5日他随時

（2）総 会 令和7年7月5日

3 第63回岡山県精神保健福祉大会（案） ※会場の予約状況

主催 岡山県精神保健福祉協会 共催 岡山県

（1）開 催 日 令和7年11月22日（土）午後

開催場所 岡山県医師会館 三木記念ホール

1）表彰式

知事表彰、保健医療部長表彰、協会長表彰

2）記念講演

未定

4 出 版

「岡山こころの健康」第67号 発刊

5 広 報

（一社）岡山県精神保健福祉協会ホームページで情報発信

<https://okayama-mental.com/>

ホームページの掲載内容を充実させる

6 他団体からの助成金等

広報活動事業に対する助成（岡山こころの健康の発刊等）

・岡山県共同募金会

・岡山県精神保健福祉活動推進事業補助金

7 岡山県受託事業

第63回岡山県精神保健福祉大会の開催

＊上記3のとおり

8 各種他団体との協働事業の推進

研修会、講演会等への協力

令和 7 年度収支予算書・案
(R7.4.1～R8.3.31)

【収入】

(単位；円)

科 目	R 6 年度決算	R 7 年度予算	増 減
会費振込額	1,042,000	1,045,000	3,000
振込手数料(協会負担)	△ 18,268	△ 18,500	△ 232
会費収入	1,023,732	1,026,500	2,768
補助金(岡山県・共同募金会)	300,000	300,000	0
寄 付 金	0	10,000	10,000
岡山県事業受託収入	313,000	313,000	0
利 息	1,418	1,500	82
収入合計①	1,638,150	1,651,000	12,850

【支出】

科 目	R 6 年度決算	R 7 年度予算	増 減
賃 金	480,000	480,000	0
報酬・謝金	111,960	100,000	△ 11,960
旅費交通費(大会経費)	0	50,000	50,000
通信運搬費	103,480	130,000	26,520
消耗品費(大会経費他)	88,642	140,000	51,358
印刷製本費	236,400	260,000	23,600
賃借料(大会経費)	107,800	120,000	12,200
負担金 (全国精神保健福祉連絡協議会)	15,000	15,000	0
委託費	105,600	105,600	0
雑費 (租税公課他)	18,190	40,400	22,210
経費計	1,267,072	1,441,000	173,928
予備費	0	100,000	100,000
支出合計②	1,267,072	1,541,000	273,928

経常収益(①－②)	371,078	110,000	△ 261,078
-----------	---------	---------	-----------

前年度繰越金 (純資産額)	4,360,969	4,732,047	
期末残高	4,732,047	4,842,047	110,000

第2号議案

役員の選任について

定款 第14条の2	理事及び監事の選任又は解任
第28条第1項	理事の任期2年（令和5年総会～令和7年総会日）
第2項	監事の任期4年（令和3年総会～令和7年総会日）
	監事の任期4年（令和5年総会～令和9年総会日）

理由；全理事及び原監事が任期満了となるため、下記表のとおり提案する。

◇新役員案

- ・全理事の留任及び日本精神科看護協会岡山県支部長交代による新監事の選任

※会長、副会長、常務理事は、総会決議後の理事会において選定。

役職名	氏名	所属団体	新役員・案
理 事 (会長)	中島 豊爾	岡山県精神科医療センター	留任
理 事 (副会長)	佐藤 正浩	岡山県医師会	留任
理 事 (副会長)	武田 俊彦	岡山県精神科病院協会	留任
理 事 (常務理事)	野口 正行	岡山県精神保健福祉センター	留任
理 事 (常任理事)	藤田 健三	楯築診療所	留任
理 事 (常任理事)	中島 唯夫	岡山県精神科病院協会	留任
理 事 (常任理事)	阪井ひとみ	(特非)岡山県精神障害者家族会 連合会	留任
理 事	藤川 泰三	(特非)岡山県断酒新生会	留任
理 事	太田 順一郎	岡山市こころの健康センター	留任
理 事	神崎 浩二	ナカシマプロペラ(株)内 岡山県経済団体連絡協議会	留任
理 事	岩瀬 敏秀	岡山県保健所長会	留任
理 事	高木 学	岡山大学学術研究院 精神神経病態学教室	留任
理 事	鈴木 健司	岡山県精神がい害者団体連合会	留任
監 事	河合 宏	岡山健精神保健福祉士協会	
監 事	原 直明	(一社)日本精神科看護協会 岡山県支部	新支部長 荒金淳子 岡山県精神科医療センター

一般社団法人岡山県精神保健福祉協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人岡山県精神保健福祉協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、精神保健福祉事業を推進し、もって県民の精神的健康の保持、向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉に関する知識の普及、啓発
- (2) 精神保健福祉関係者の資質向上に関する研修
- (3) 精神保健福祉に関する調査研究
- (4) 地域精神保健福祉活動の推進
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあつた者で、理事会の決議により推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年度、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金の不返還)

第12条 前3条にかかる会員が既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 総会

(構成)

第13条 総会は、第6条で定める正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成

を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第20条 会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第19条の規定の適用については、書面をもって議決権を行使し、又は代理人により議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第4章 役員及び職員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
- (2) 監事 4名以内

(理事の資格)

第23条 この法人の理事は、この法人の正会員又は正会員たる団体の代表者の中から選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の過半数の決議をもって、正会員又は正会員たる団体の代表者以外の者から選任することができる。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

(会長等)

第25条 この法人に会長1人、副会長3人以内、常任理事8人以内、常務理事1人を置き、理事会において理事の中から選定する。

2 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常任理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順位に従って、その職務を代行する。

4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 常務理事は、常務を処理する。

6 会長、副会長、常任理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時

までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対し、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第31条 この法人に、任意機関として4名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めて選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、理事会に出席して、この法人の事業の遂行について各般の意見を述べることができる。

(事務局)

第32条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常任理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の種類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(委 任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

